

【海区漁場計画の素案】

1 漁業権に関する事項  
区画漁業権（3件）

漁場計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又 は団体漁業権 の別	関係地区	条件
		区域	基点	点						
五区計 第1119号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 加勢ノ浦 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直 線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷宝崎小島東 海岸標識 2 同郡同町同郷宝崎鼻東端標識	イ 1から40度 155メートルのところ ロ 2から40度 205メートルのところ ハ 2から40度 50メートルのところ	第1種 くるまぐろ小 割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年1月17日 から令和5年8月3 1日まで	団体漁業権	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦 を除く)	1. 漁業権者は、外国 漁船により漁獲された くるまぐろを養殖用種 苗としないことを誓約す る書面を当該漁業を営 む者に提出させ、これ に反した場合は、その 者の行使を停止させな ければならない。 2. 当該漁業権に係る 漁場の区域において設 置する養殖の用に供す る生簀は、天然種苗分 については、直径25 メートルの円形生簀8 台の規模を超えてはな らない。また、免許番 号の異なる別の区画漁 業権漁場から当該区画 漁業権漁場に移動させ た種苗(以下、移送分 とする。)については直 径25メートルの円形生 簀3台の規模を超えて はならない。ただし、経 営上必要な場合は、天 然種苗分の生簀の総 面積が3,928平方 メートル、移送分の生 簀の総面積が1,473 平方メートルを超えな い範囲内で、生簀の形 状、規格又は台数を変 更することは差し支え ない。 3. 当該漁業権に係る 区画漁業で用いられる 養殖用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の 活込尾数は、移送分を 除き、1,000尾を超え てはならない。 4. 人工種苗を活込ん ではならない。ただし、 天然種苗が確保でき ず、かつ、経営に支障 が出る等のやむを得な い理由があり、生簀に よって天然種苗と明確 に区別できると判断さ れ、知事が認めた場合 はこの限りではない。

漁場計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権 の別	関係地区	条件
		区域	基点	点						
五区計 第1508号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 蔵小島西側 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各 直線によって囲まれた区 域	1 南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島北西端 標識 2 同郡同町同郷蔵小島南西端西側標識	イ 1から295度 210メートルのところ ロ 1から295度 455メートルのところ ハ 2から285度 445メートルのところ ニ 2から285度 200メートルのところ	第1種 くらまぐろ小 割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年1月17日 から令和5年8月3 1日まで	団体漁業権	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦 を除く)	1. 漁業権者は、外国 漁船により漁獲された くらまぐろを養殖用種 苗としないうことを誓約す る書面を当該漁業を営 む者に提出させ、これ に反した場合は、その 者の行使を停止させな ければならない。 2. 当該漁業権に係る 漁場の区域において設 置する養殖の用に供す る生簀は、天然種苗分 については、直径20 メートルの円形生簀6 台の規模を超えてはな らない。また、免許番 号の異なる別の区画漁 業権漁場から当該区画 漁業権漁場に移動させ た種苗(以下、移送分 とする。)については、 直径25メートルの円形 生簀1台、直径20メー トルの円形生簀17台 の規模を超えてはな らない。ただし、経営上 必要な場合は、天然種 苗分の生簀の総面積 が1,884平方メー トル、移送分の生簀の総 面積が5,829平方 メートルを超えない範 囲内で、生簀の形状、 規格又は台数を変更 することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る 区画漁業で用いられる 養殖用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の 活込尾数は、移送分を 除き、2,616尾を超え てはならない。 4. 人工種苗を活込ん ではならない。ただし、 天然種苗が確保でき ず、かつ、経営に支障 が出る等のやむを得な い理由があり、生簀に よって天然種苗と明確 に区別できると判断さ れ、知事が認めた場合 はこの限りではない。

漁場計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又 は団体漁業権 の別	関係地区	条件
		区域	基点	点						
五区計 第1509号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 田ノ小島長瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チの各点を順次結 んでイに至る各直線によっ て囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷田ノ小島北西 標識 2 同郡同町同郷田ノ小島長瀬海岸標識 3 同郡同町同郷田ノ小島西端標識	イ 2から22度 230メートルのところ ロ 2から339度 290メートルのところ ハ 3から239度 210メートルのところ ニ 3から179度 150メートルのところ ホ 3から158度 70メートルのところ ヘ 3から287度 65メートルのところ ト 2から287度 130メートルのところ チ 1と2を結ぶ直線上 2から20メートルのところ	第1種 魚類小割式 養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年1月17日 から令和5年8月3 1日まで	団体漁業権	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	

2 保全沿岸漁場に関する事項 なし